

# マイナンバー制度の広報用ロゴマーク使用に関する規程

〔 令和 3 年 9 月 1 日  
広報担当参事官決定 〕

(本規程の目的)

第 1 条 この規程は、マイナンバー制度の普及・啓発を目的としたマイナンバー制度の広報用ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第 2 条 ロゴマークは、別紙に掲げるものとする。

(管理事務)

第 3 条 ロゴマークの使用に係る管理事務は、デジタル庁の広報に関する事務を担当する参事官（以下「広報担当参事官」という。）において行う。

(ロゴマークを使用できる者)

第 4 条 ロゴマークは、以下に掲げる者（次項において「国の行政機関等」という。）が、マイナンバー制度の普及・啓発を目的とする自らの業務のために使用することができる。

- 一 国の行政機関
  - 二 地方公共団体
  - 三 地方公共団体情報システム機構
  - 四 前三号に掲げるもののほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に規定する個人番号利用事務実施者その他広報担当参事官が認めた者
- 2 国の行政機関等以外の者は、次に掲げる場合に限り、ロゴマークを使用することができる。
- 一 国の行政機関等からの委託を受けて実施する事業等において製作する資料、物品等に表示する場合
  - 二 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的で使用する場合
  - 三 マイナンバー制度の普及・啓発の趣旨に賛同し、その推進のための取組を実施しようとする者が、次条の規定により使用の申請を行い、広報担当参事官の承認を受けた場合

- 3 第1項各号及び前項各号に掲げる者は、ロゴマークを無償で 사용할 ことができる。
- 4 第1項各号及び第2項各号に掲げる者は、広報担当参事官が提供する変型 イラストについても併せて使用することができる。

(ロゴマークの使用の申請)

第5条 前条第2項第3号に掲げる者は、事前に、広報担当参事官の指定する方 法により、次に掲げる事項を記載した「マイナンバー制度の広報用ロゴマーク 使用申請書」(以下「申請書」という。)を広報担当参事官に提出し、ロゴマー ク及び変形イラスト(以下「ロゴマーク等」とする。)の使用の申請をしなければ ならない。

一 ロゴマーク等の使用を希望する旨

二 申請者に係る次の事項

ア 氏名(法人の場合は、法人の名称並びに代表者及び担当者の氏名)

イ 住所

ウ 電話番号

エ 電子メールアドレス

三 ロゴマーク等を使用する事業等の名称

四 使用目的及び具体的な使用方法

五 使用期間

六 使用場所、使用媒体及び数量(印刷に使用する場合は印刷部数の概数)

七 前各号に掲げるもののほか、広報担当参事官が指定する事項

- 2 広報担当参事官は、前項の規定による申請書の提出があったときは、第1条 に規定する本規程の目的等に照らしてロゴマーク等の使用の可否を確認し、 当該申請を行った者に対してその結果を連絡した上で、ロゴマーク等を使用 する者(以下「使用者」という。)を「ロゴマーク等使用者管理簿」に登録す るものとする。
- 3 使用者は、第1項の規定により提出した申請書の内容に変更がある場合は、 事前に広報担当参事官に変更の可否について、確認を受けなければならない。
- 4 前項に規定する変更の確認については、第2項の規定を準用する。

(使用の管理等)

第6条 広報担当参事官は、使用者に対し、ロゴマーク等の使用状況について報 告を求めることができる。また、ロゴマーク等を使用した資料、物品等の提出 を求めることができる。

(使用に当たっての禁止事項)

第7条 ロゴマーク等の使用に当たっては、以下に掲げる事項を行うことはできない。

- 一 マイナンバー制度の普及・啓発以外の目的に使用すること。
  - 二 ロゴマーク等の変型、縦横比率及び色の改変等を行うこと。但し、第4条第1項各号に掲げる者が使用する場合その他広報担当参事官が承認した場合は除く。
  - 三 法令及び公序良俗に反すると認められる方法で使用する事。
  - 四 使用者が提供する物品、サービス等の品質・安全性を保証し、又は保証すると誤認させるような方法で使用する事。
  - 五 不当な利益等を得るおそれがあると認められる方法で使用する事。
  - 六 広報担当参事官に虚偽の届出をして使用する事。
  - 七 前各号に掲げるもののほか、マイナンバー制度の普及・啓発の趣旨に反し、又は品位が損なわれるおそれがあると認められるような方法で使用する事。
- 2 使用者が前項の規定に違反した場合又は違反している疑いがある場合は、広報担当参事官は、使用者に対し是正の指示を行うことができる。
- 3 使用者が前条に規定する報告の求め又は前項に規定する是正の指示に応じない場合は、広報担当参事官は、使用者に対し、ロゴマーク等の使用を認めないものとする事ができる。

(ロゴマーク等に関わる権利)

第8条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、デジタル庁に帰属する。

(事故、苦情等の処理)

第9条 ロゴマーク等を使用した施策、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下に必要な措置を講ずるものとし、広報担当参事官は、使用者に生じる一切の損害について責任を負わないものとする。

(規程の改訂)

第10条 本規程は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がある。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。